

令和8年度農村型地域運営組織伴走支援業務 仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、「令和8年度農村型地域運営組織伴走支援業務」に適用する。

2 目的

本県では、中山間地域において、複数の集落機能を補完する「農村型地域運営組織」（以下、農村RMOという。）の形成により、地域で支え合う仕組みの支援を行っている。

本業務では、「農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち、農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（農村RMOモデル形成支援）」（以下、農村RMO形成推進事業という。）を円滑に実施するため、農村RMOの設立・活動の支援等を行うことを目的とする。

3 業務場所

県内一円

4 業務内容

（1）農村RMO 設立支援

令和9年度以降に農村RMO形成推進事業の採択を目指す地域に対して、次の作業を行う。作業する者（コーディネーター）は、集落・組織の課題解決の仕組みづくりを熟知し、その手法をアドバイスできる者であって、地域住民等が行う話合いや合意形成に係るファシリテート能力や関係者との連絡調整能力を有すること。

なお、対象地域は1～2地域程度を想定している。

（想定する作業）

- ・話し合いの場のセッティングに向けた関係者への呼びかけ、助言
- ・話し合いの場への参加（コーディネート）
- ・協議会の体制や運営方法に関する助言、専門家等の派遣
- ・活動計画等の作成や具体的取組内容に関する助言や先行事例の提供
- ・事業採択に向けたスケジュール管理などの助言 等

【参考】令和9年度農村RMO形成推進事業採択までの標準的なスケジュール

令和8年10月 実施予定の事業概要・概算事業費等を県に提出

令和8年12月 次年度の事業採択に必要な資料を県に提出

(2) 農村 RMO 活動支援

農村RMO形成推進事業に取り組んでいる地域（安芸太田町 A 地区、三原市 B 地区、神石高原町 C 地区、庄原市 D 地区、庄原市 E 地区の5地区の予定）・関係市町からの要請内容に応じ、活動を支援する。

（想定する作業）

- ・市町への助言等の支援
- ・話し合いの場への参加（コーディネート）
- ・専門家・学識経験者等の紹介 等

(3) 研修会の開催

農村RMOについての理解を深め、農村RMOの形成を促進することを目的とした研修会を年2回開催する。研修会の対象者は市町、県関係機関及び農村RMO形成に取り組む関係者等とする。

（想定する作業）

- ・研修会の内容の企画・立案（優良事例紹介、ワークショップ等）
- ・研修会に必要な資料の作成
- ・研修会の運営全般
- ・研修会参加者に対するアンケートの実施、取りまとめ 等

(4) 事業パンフレット作成

農村RMO形成推進事業の事業採択・事業実施を円滑に行うとともに、事業完了後の活動継続につなげるため、市町・広報資料を作成する。

(5) 報告書作成

(1)～(3)の活動内容が分かるよう、写真等を添えた報告書を作成する。

5 成果物

成果物は、電子データを光学メディア1部に格納し提出すること。

6 その他

(1) 業務を遂行するために必要な打合せを随時実施すること。

- (2) 委託業務により新たに生じた著作権については、全て発注者に帰属するものとする。また、受注者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて当事者の許諾を取得するとともに発注者にその旨を書面により報告すること。
- (3) 本仕様に不明点がある場合、また明記のない事項については、速やかに発注者まで連絡し、その指示を受けること。